

旧経営陣に対する刑事上、民事上の責任追及に関する措置について

1. はじめに

当行は、金融再生法第50条に定められた旧経営陣(取締役若しくは監査役又はこれらの者であった者)等の職務上の義務違反等に基づく責任を追及するため、平成11年2月以来、日本弁護士連合会より推薦を受けた弁護士ならびに日本公認会計士協会より推薦を受けた公認会計士により構成された内部調査委員会(委員長:阿部昭吾弁護士)を設置して調査を行うなど、精力的に検討を行いました。

内部調査委員会からは、平成11年7月16日に平成11年7月15日付調査報告書を受領しております。(当行の責任においてとりまとめた別紙「内部調査委員会報告書に基づく総括報告書」参照)

こうした内部調査委員会の報告等を踏まえ、当行は、慎重に検討を重ねた上、責任追及に必要な措置を講じました。

なお、調査対象が極めて広範囲にわたっており、一般取引先に重大な影響を及ぼす等の不測の事態を惹起する虞もあることから、内部調査委員会調査報告書全文の提出は不適切と判断しました。

2. 刑事上の責任追及について

旧経営陣に対する刑事責任の追及については、平成11年7月16日に内部調査委員会より平成11年7月15日付調査報告書を受領後、取締役会及び監査役会にて慎重に審議した結果、平成11年7月22日に取締役会及び監査役会共に全員一致で旧経営陣の告発を決議し、翌7月23日に東京地方検察庁ならびに警視庁に告発状を提出するとともに、証券取引等監視委員会に通報いたしました。告発の事由は、平成10年3月期の有価証券報告書に関して氏名不詳の旧取締役に証券取引法違反(有価証券報告書虚偽記載罪)の可能性があると判断したものです。

なおその後、8月13日に3名(窪田弘元会長、東郷重興元頭取、岩城忠男元副頭取)が起訴され、本件に関する公判が既に開始されております(第1回公判:平成12年1月21日、第2回公判:2月15日、第3回公判:2月29日、第4回公判:3月22日、第5回公判:4月21日、第6回公判:5月15日、第7回公判:5月26日、第8回公判:6月9日、第9回公判:6月23日、第10回公判:7月7日、第11回公判:7月21日)。

3. 民事上の責任追及について

旧経営陣に対する民事責任の追及については、内部調査委員会から平成11年7月16日に受領した平成11年7月15日付調査報告書では、提訴すべきとする案件はなかったものの、貸出案件の中には、旧経営陣の法的責任の有無につき確定的な結論を得るには至らなかったため、問題点を指摘するにとどめたとの報告を受けたものがありました。

上記の指摘が貸出案件についてのものであり、法的責任追及の対象が旧取締役となることから、商法第275条ノ4の規定に沿い、監査役会にて内部調査委員会より問題点の指摘を受けた案件を中心に追加調査を行いました。

監査役会の調査にあたっては、内部調査委員会の調査結果の活用ならびに透明性、公平性確保の2つの見地から、同委員会の調査に関与した弁護士等及び同委員会の調査には関与していない弁護士等の協力を得ました。

また、内部調査委員会の調査が、捜査等への影響に配慮し、事実確認のための担当者等へのヒアリングはその範囲を必要最小限にとどめたこと、限られた調査期間内に全ての関係資料にあたることのできたとは断言できないこと等の制約の下に行われたとの事情もあったため、監査役会では可能な限り、当時の関係者にヒアリングを実施するとともに、関係資料についても再度精査を行いました。

以上のように監査役会にて厳正な追加調査を進めた結果、内部調査委員会での結論を覆すような新たな事実関係の判明もなく、また新たな法律解釈も困難であり、平成12年7月24日、監査役会にて、旧経営陣の職務上の義務違反を認定するには至らなかったとの決定を行い、取締役会も監査役会より報告を受けこれを了承いたしました。その後、当行の譲渡が1ヶ月延期されましたことに伴い、監査役会にて引き続き慎重に検討を行いました結果、平成12年8月24日、監査役会にて上記平成12年7月24日付決定から変更事項がない旨の確認を行い、取締役会も監査役会より報告を受けこれを了承しております。

なお、当行と致しましては上記結論に至りましたが、不適資産を譲渡した整理回収機構の回収活動の中で、新たな事実関係が判明する可能性等もあり、旧経営陣等に対する損害賠償請求権等を同機構に譲渡することにしております。

以上

内部調査委員会調査報告書に基づく
総括報告書

平成12年8月25日

株式会社日本債券信用銀行

本報告書は、平成11年7月16日に当行取締役会並びに監査役会宛提出された内部調査委員会報告書(平成11年7月15日付)を踏まえ、当行の責任において、その内容を総括し、とりまとめたものです。

目 次

第1章 内部調査委員会の目的、構成及び調査対象

- 1 内部調査委員会設置の経緯、目的
- 2 当委員会の構成
- 3 当委員会の調査対象
- 4 調査の方法

第2章 日債銀が特別公的管理決定を受けるに至った経緯等について

- 1 バブル経済期前後の経営環境
- 2 バブル経済期における日債銀及び関連ノンバンク3社の融資状況
 - (1) 日債銀の融資状況
 - (2) 関連ノンバンク3社の融資状況
- 3 関連ノンバンク3社の再建問題
- 4 資産移管子会社を使った不良資産の処理
- 5 関連ノンバンク3社の破綻
- 6 平成9年大蔵省検査
- 7 早期是正措置の導入と日債銀の対応
- 8 金融監督庁検査と特別公的管理への移行

第3章 資産移管子会社を使った不良債権の処理について

- 1 民事上の責任について
- 2 刑事上の責任について
- 3 個別問題案件

第4章 一般取引先に対する融資について

第5章 平成10年3月期(第65期)の有価証券報告書について

- 1 平成10年3月期有価証券報告書における重要な事項についての
虚偽記載の内容
- 2 結論

第6章 結語

第1章 内部調査委員会の目的、構成及び調査対象

1 内部調査委員会設置の経緯、目的

内閣総理大臣は、平成10年12月13日に、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（以下、「金融再生法」という）第36条1項に基づき、株式会社日本債券信用銀行（以下「日債銀」という）について特別公的管理の開始の決定を行った。

金融再生法第50条1項及び2項により、特別公的管理銀行である日債銀は、その取締役若しくは監査役又はこれらの者であった者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴の提起その他必要な措置をとらなければならない。また、日債銀の取締役及び監査役は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

内部調査委員会（以下「当委員会」という）は、日債銀が特別公的管理開始決定を受けるに至った経緯を、その最大の要因である大口不良債権の発生原因を調査すること等により解明するとともに、日債銀の旧経営者らに対する民事責任の追求及び刑事告発の必要性、妥当性等につき日債銀の取締役会及び監査役会に報告することを目的として、平成11年2月1日に設置された。

2 当委員会の構成

当委員会は、日債銀が日本弁護士連合会から推薦を受けた弁護士4名、日本公認会計士協会の推薦を受けた公認会計士1名をもって構成された。各委員の氏名は以下のとおりである。

委員長	阿部昭吾（第一東京弁護士会所属）
副委員長	手塚一男（第二東京弁護士会所属）
委員	長谷川武弘（東京弁護士会所属）
委員	新井宏明（第一東京弁護士会所属）
委員	廣瀬信幸（日本公認会計士協会所属）

このほか、各委員の常置代理人5名（弁護士4名、公認会計士1名）及び補佐12名（弁護士8名、公認会計士4名）が調査に加わった。

3 当委員会の調査対象

当委員会の調査対象は以下のとおりである。

① 日債銀の関連会社に対する貸出

日債銀の九段開発グループ、系列ノンバンク及びその関連会社、アサヒ都市開発グループ及び日本地所グループ等に対する貸出

② 日債銀の一般取引先に対する貸出

貸出額、債務者分類、業種その他の基準により抽出された44貸出先に対する貸出

（注）上記①、②の調査対象先の平成10年12月16日現在の貸出残高は2兆3700億円であり、要注意先以下の貸出残高の約46%にあたる。

③ 日債銀の会計処理、計算書類、財務諸表等の適正性

4 調査の方法

当委員会は、概略以下の通りの方法で調査を行った。

(1) 貸出案件については弁護士各委員毎に調査担当先を分担。

(2) 弁護士各委員毎（常置代理人、補佐人を含む）に調査対象となった貸出について、貸出申請書、貸出先との面談記録その他の関係書類のほか、取締役会、常務会、各種協議会、実務担当者会等の議事録、報告資料等を調査するとともに、補充的にその担当者（過去に担当していた者を含む）からヒアリングを行った。

(3) 会計処理等については、公認会計士委員が中心となり過去の決算処理、監査、会計書類の作成手続において作成された書類等を調査するとともに、補充的にその担当者（過去に担当していた者を含む）、会計監査人等からヒアリングを行った。また、法的評価を行う段階では、各弁護士委員により選定された常置

代理人または補佐人の内1名が調査に加わった。

- (4) 調査の過程で、各委員は、原則として全委員、常置代理人、補佐人が出席した委員会において、その調査結果の中間報告を行い、出席者全員での意見交換を踏まえ、更に各委員毎の調査を続行した。
- (5) 各委員による調査が終了した段階で、各委員は委員会にて調査結果を報告するとともに問題点の指摘を行い、違法性についての議論を行った。
- (6) 更に、上記議論を踏まえ作成された調査報告書原案を全委員で議論し、その承認を行った。

当委員会では、このような調査方法により、平成11年2月1日を第一回委員会として計14回の委員会を開催した他、各テーマ毎に関係委員による会議等を多数開催し、協議・調査を行った。なお、上記のとおり、当委員会は、調査対象に関連する日債銀の担当者等から事実確認のためのヒアリングを行ったが、本件に関する捜査等への影響に配慮し、その範囲は必要最小限にとどめた。また、当委員会は、日債銀から提出された書類を精査し、必要と思われる資料については追加請求し、可能な限り事実関係の究明に努めたが、限られた調査期間内に全ての関係資料にあたることができたとは断言できない。当委員会の調査は、以上のような制約の下で行われたものであることを付言する。

第2章 日債銀が特別公的管理決定を受けるに至った経緯等について

1 バブル経済期前後の経営環境

日債銀は、昭和32年、日本興業銀行、日本長期信用銀行に次ぐ3番目の長期信用銀行として設立(設立時の行名は日本不動産銀行。昭和52年に現在の行名に変更)され、高度経済成長期に中堅・中小企業を含めた産業界へ設備資金等の長期資金を供給するとともに、金融債の発行によって資本市場を育成する役割を果たしてきた。しかし、高度経済成長期以後、我が国の資本市場は、国債の大量発行を契機とした公社債市場の発展、日本企業の競争力向上にともなう株式市場の発達等により飛躍的に拡大し、産業界の資金調達 は 間 接 金 融 から 直 接 金 融 へ と

徐々にその比重を移していった。この結果、設備資金の借入需要が減退し、旧来型の長期信用銀行業務の収益性が低下することとなり、日債銀としても経営方針、業務内容を転換する必要に迫られることになった。

一方、我が国の経済は、昭和60年に成立したプラザ合意により本格的な金融緩和、超低金利時代に入り、以後、こうした金融政策を背景として地価の高騰、株価暴騰といった資産インフレの現象が顕著にみられるようになった(いわゆるバブル経済)。

こうした背景の下で、銀行界は、バブル経済の進展とともに増大した資金需要に対してできる限り迅速に対応することにより、他行よりも多くの融資を積み上げるといった融資拡大競争を繰り広げることとなった。日債銀もその例外ではなく、他行同様に融資の拡大に取り組んだが、日債銀が設立以来不動産金融を業務の重要な柱としてきた歴史的背景等から、不動産関係融資の比重は他行と比較してもさらに大きかった。

2 バブル経済期における日債銀及び関連ノンバンク3社の融資状況

(1) 日債銀の融資状況

日債銀の貸出残高はバブル経済期において急激に膨張し、昭和60年3月末に6兆6,210億円であった貸出残高は、6年後の平成3年3月末時点では11兆4,528億円にまで増加した。

この間の貸出構成の推移を見ると、従来よりシェアの大きかった不動産業向け貸出は昭和60年から昭和62年まで高い伸びを示したものの、その後は増加率が鈍化し、昭和63年以降はほぼ横這いで推移している。一方、ノンバンクを含む金融保険業向け貸出は一貫して増加を続け、昭和60年3月末と平成3年3月末を比較すると、全貸出中に占める金融保険業向け貸出は13.6%から22.6%へと急激に上昇している。これらバブル期の金融保険業向け貸出の相当部分は、実質的には不動産関連貸出であり、バブル経済崩壊により不良債権化し、日債銀の経営を圧迫する主要因となった。

バブル経済期において、日債銀はホールセール型銀行として業務の効率性追求に重点を置き、当面の業績確保のため大口先に対する融資を拡大させた

が、このような大口先への融資拡大は、ノンバンク、中小不動産業といった特定業種・特定企業への集中を招来することとなった。これは、日債銀が後発行であることから、製造業等の業種では相対的に取引地位が低かったため、融資拡大競争の過程においてノンバンク、中小不動産業といった特定業種との取引拡大に活路を求め、これら取引先の業容拡大に併せて貸出等の量的拡大を図ったことによるものである。

さらに、日債銀がバブル経済期に行った融資の中には、プロジェクト対応という名のもとに十分な審査が行われず、プロジェクトの成算性を過大に評価したうえで取り上げられた案件も少なからず存在した。

(2) 関連ノンバンク3社の融資状況

日債銀は、長信銀としての性格上、店舗数、従業員に限りがあるため、小口融資先への接点としてノンバンクを位置付け、リテール業務分野を開拓すべく関連ノンバンク3社(クラウン・リーシング株式会社、日本信用ファイナンスサービス株式会社、日本トータルファイナンス株式会社)を設立し、リースや小口資金の融資業務を展開した。

しかし、これら関連ノンバンク3社も、バブル経済を背景として、本来の目的であるリテール業務に加え不動産業等の事業者向け融資を積極的に展開し、業容拡大を図った。平成2年度における関連ノンバンク3社の総資産額は昭和60年度と比較して4.8倍、借入金合計額では5.2倍となるなど、バブル経済期における関連ノンバンク3社の業容拡大は日債銀本体にも増して急速かつ大幅であった。なお、この間、関連ノンバンク3社の借入金残高に占める日債銀のシェアは25.5%から6.5%にまで低下しており、3社の業容拡大は他行借入に大きく依存したものであった。

こうした関連ノンバンク3社の急激な業容拡大は、十分な社内体制が整備がなされないまま、いわばバブル経済の進展に便乗したものであり、この時期に取り上げられた融資には、十分な審査がなされていない案件が多く含まれ、また担保はほとんどが第2順位以下の抵当権であった。そのため、バブル経済崩壊による地価の下落とともに関連ノンバンク3社の貸出金の多くが不良債権化し、各社の財務体質は急速に悪化し、経営危機に陥ることとなった。

日債銀は、これら関連ノンバンク3社に役員等を派遣していたが、各社では従

来より独自の経営が行われていたため、日債銀の指導・管理は不徹底なものとならざるを得なかった。また、バブル経済の崩壊により関連ノンバンク3社の経営状態が急速に悪化する状況下において、日債銀は従来の独自経営を容認する方針を改め、指導・管理体制の確立を目指したが、貸出残高シェアの低下から関連ノンバンク各社に対する十分な影響力を発揮することができず、迅速かつ適切な措置を講じることができなかった。

3 関連ノンバンク3社の再建問題

前述のとおり、関連ノンバンク3社はバブル経済期に不動産関連融資を中心に業容を急速かつ大幅に拡大したため、バブル経済崩壊によってこうした融資の大半が不良債権化することとなり、極めて深刻な経営危機を迎えることになった。

日債銀は、バブル経済崩壊後、それまで独自経営を行ってきた関連ノンバンクの実態調査を開始し、事前事後の報告事項の拡充など、それまでの独自経営の容認を改め、指導・管理体制の整備を行った。

しかし、関連ノンバンク3社、特に日本トータルファイナンスの抱える不良債権は膨大であったことに加え、これら3社に対する貸出残高における日債銀のシェアが低下していたことなどから、日債銀単独の支援では関連ノンバンク3社の経営再建は困難であった。

このため、3社は平成4年5月に再建計画(第一次再建計画)を策定し、取引先金融機関に対し借入金残高維持、金利減免等の支援を要請するに至ったが、不動産市況が回復の兆しを見せなければ計画の達成が困難であることは当初から予想されており、経済環境の好転に期待した問題先送りの性格が強いものであった。なお、この再建計画は、それまで銀行、金融界で広く認知されていた関連ノンバンクに対する支援、救済は母体行が責任を持つとするいわゆる「母体行主義」を一步踏み出す内容であったため、他行の反撥を招き、日債銀の当時の会長が事実上責任をとって退任するなどの経過を経て、平成5年5月に漸く全金融機関の合意を取り付けるに至った。

ところで、前記再建計画が立案作成される過程では、最も痛みが激しかった日本トータルファイナンス1社のみを清算する可能性についても検討がなされ、和議申

請を含む複数の整理スキームについて具体的な数字に基づいたシミュレーションが行われた。また、その際、関連ノンバンクの一部に信用不安が発生した場合それが他のグループ関連会社にどのように波及するか、これに対応するために日債銀がどのような要求を他の金融機関等から受けるか、予想される要求に対して日債銀が対応できるか等についても検討がなされた。その背景には、関連ノンバンク3社の債権者である金融機関が日債銀金融債の大口保有者でもあったため、日本トータルファイナンスを清算した場合、残る2社について金融機関の支援が受けられない可能性があり、それがひいては日債銀自身の信用低下、資金調達力の悪化に繋がりがねないという事情があった。

なお、日債銀は第一次再建計画立案段階から、大蔵省に対してノンバンク各社の状況を報告し、日本トータルファイナンスの再建が中長期的には極めて困難であることを伝えていた。すなわち、平成3年9月30日に、日債銀は大蔵省に対して各ノンバンクの要注意貸出先リストを提出して日本トータルファイナンス及び日本信用ファイナンスサービスの債権の延滞状況が惨澹たるものであることを報告した。また、平成4年4月7日に、日債銀は同省に関連ノンバンクの現状を報告したが、その際、日本トータルファイナンスについては「最終的に清算等に焦点を当てて取り組んで行かざるを得ない」と報告し、さらに同年4月24日、日本トータルファイナンスは「とても生きてゆけるものではないが、即時清算という訳にもいかないので、不動産保有会社への当行からの無利息支援融資等で他行返済を進め時間をかけて処理」をする方針であることを伝えた。さらに、平成4年7月13日には、関連ノンバンク3社の延滞債権が1兆円を超す旨の新聞報道がなされたが、日債銀は大蔵省に対し、記事を問題視する金融機関に対してそれが事実と反する旨の説明を行い再建計画につき了承を得る方針であることを伝えている。このように、大蔵省はかなり早い時期から日債銀のノンバンク問題について関心をもっていた。

第一次再建計画に基づく関連ノンバンク3社の支援を他の金融機関に要請した直後から、流通市場における日債銀金融債の利回りと他の発券行のそれとの乖離が明確に現れるようになり、日債銀はそれまで以上に自行の資金調達に配慮しつつ3社の再建を模索せざるを得なくなった。また、その後も、不動産市況は悪化しこそすれ好転することはなかったから、関連ノンバンク3社の抱えていた不良債権の処理は遅々として進まず、それどころか新たに不良化した債権が次々と発生したた

め、3社の状況は悪化の一途を辿ることになった。この間、日債銀は関連ノンバンク3社に対する債権放棄や後述する資産移管子会社に対する不良資産の買取資金の融資などを通じてできる限りの支援を続けていたが、これがやがて日債銀自身の体力低下へと繋がることとなった。

平成6年から7年にかけて、3社は相次いで第二次再建計画を金融機関に提示しているが、これは前回の計画の延長にあつて、さらに問題先送り・時間稼ぎの性格が強いものであつた。なお、日債銀は、平成6年8月、大蔵省に対して関連ノンバンク3社の第二次再建計画の骨子を説明しているが、その際、行政としてノンバンク3社問題に留意していくことを改めて示唆した。また、その後も、日債銀は他の金融機関の再建計画応諾状況を大蔵省に報告している。

4 資産移管子会社を使った不良資産の処理

前述のとおり、バブル経済崩壊後、日債銀にとっては、自行が抱える不良債権の処理もさることながら、それとともに関連ノンバンク3社等の関連会社の抱えている不良債権をどのように処理していくかが焦眉の経営課題となった。

かかる状況において、日債銀及び関連ノンバンク3社など日債銀の関連会社は、担保不動産や自らの保有する不良資産を買い取らせるための資産移管子会社(いわゆる受皿会社)を相次いで設立ないし買収した。資産移管子会社を使った不良債権、不良資産の処理手法は、要するに、日債銀あるいは関連ノンバンク等が資産移管子会社に融資をして担保不動産や自社の抱える不良資産を買い取らせ、不良債権等の圧縮と(見かけ上の)資金化を図るというものであり、これによって各社が有していた不良債権等は資産移管子会社に対する貸出金に振り替えられることになる。

資産移管子会社のうち、主に日債銀自身が有する不良債権の処理を目的として、平成3年以降順次設立あるいは買収された企業群が「九段開発グループ」である。「九段開発グループ」は概ね以下の経緯を辿って形成された。

日債銀内部においては、平成3年ころから、不良債権の処理が経営問題となり、これらの債権の管理・処理のための体制、方法が取締役会等において検討されるようになった。そして、同年5月にプレビアが、翌平成4年4月に九段土地、プレビア

エステート及び九段開発が設立された。これら各社は不動産移管子会社として設立されたものであり、平成4年7月から平成7年12月にかけて、日債銀及び関連ノンバンク等の債務者から担保不動産を購入した。なお、プレビアは当初日本トータルファイナンスの不動産移管子会社として設立されたため、所有不動産のほとんどは同社の債務者から購入したものであった。

このように、平成4年には、日債銀あるいは関連ノンバンク等の債務者から担保不動産を購入することにより不良債権を処理するためのスキームが確立し、そのような不動産移管子会社が相次いで設立された。

こうした資産移管子会社による不良債権処理スキームが確立されていく中で、上述した子会社の外にも、資産移管子会社、あるいは破綻した特定事業を債務者から切り離す(分社化する)ために設立ないし買収された会社が順次九段開発グループ入りし、最終的に、同グループに属する会社は42社(内、特別公的管理開始時与信先32社)にのぼった。

また、資産移管子会社を使った不良債権の処理スキームは、関連ノンバンク3社をはじめとする日債銀の関連会社が抱える不良資産の処理にも活用された。

これら関連会社は、平成3年頃から、不動産移管子会社、有価証券移管子会社、債権移管子会社を相次いで設立ないし買収し、各関連会社の有する不良資産をこれら資産移管子会社に買い取らせ、その数は53社(内、特別公的管理開始時与信先28社)にもものぼった。これら子会社に対する不良資産の売却は、担保不動産については国土法価格など時価を上回る価格、有価証券や債権については簿価(未収利息を含む)で行われたため、資産移管子会社は当初から多額の含み損を抱え込むことになった。

資産移管子会社を利用した不良資産の処理は、物件の保全、不稼動資産の事業化等の面で回収の極大化に資する場合もあるが、反面、それによって不良債権等が資産移管子会社に対する貸出金に転化されるため、日債銀や関連会社の財務状況の悪化が覆い隠されるとともに、資産移管子会社の破綻を回避するために日債銀が利息の追い貸しや運転資金の融資を続けなければならず、バブル経済崩壊により日債銀が被った損失をさらに拡大させるリスクを内包するものであった。

平成3年3月における日債銀の関連ノンバンク3社に対する貸出残高は3社合計

で約1738億円であったが、その後、日債銀からの直接の融資のほか、資産移管子会社を経由した金融支援が継続的に行われた結果、平成9年3月期においては、関連ノンバンク3社に対する支援額は累計で約6956億円にも達していた。しかも、不動産市況の低迷が大方の予想を超えてはるかに拡大・長期化したことから、不良資産を抱えた資産移管子会社には損失が累積し、結果的にこれが日債銀の経営体力を著しく毀損するとともに、その信用低下をもたらすことになった。

5 関連ノンバンク3社の破綻

平成8年3月期において、日債銀の総資産は約16兆5700億円、債券の発行残高は約9兆6400億円あったから、日債銀自身の信用(資金調達力)が維持されている限り、キャッシュフローの面でみれば、当面、関連ノンバンク3社やその資産移管子会社に対する金融支援を継続することは必ずしも不可能ではなかった。

長信銀の信用の指標となる既発債の流通利回りをみると、平成4年3月末には興銀債との間にほとんど差がなく、その後徐々に格差が生じるが、平成8年11月までは1%以下にとどまっており、一応、小康状態を保っていた。ところが、平成8年11月に、日債銀がクラウン・リーシングの第二次再建計画を各金融機関と合意した際に、農林系金融機関に経営指導念書を差し入れていたという、いわゆる「裏保証問題」が新聞紙上等で大々的に報道され、これが日債銀の信用不安を呼んで、株価の下落とともに利付金融債の流通利回りが同年末にかけて急上昇するに至った。さらに、翌平成9年2月には、米国の有力格付け機関であるムーディーズ・インベスターズ・サービスが投資適格等級の最低限であるBaa3に格付けされていた日債銀の金融債の格付けを更に引き下げる方向で検討しているとの報道がなされ、興銀債との利回り格差は一挙に3~4%にまで拡大した。

この頃、日債銀内部では、信用不安の原因となっていた関連ノンバンク3社の支援を今後も継続すべきか、打ち切るべきかについて激しい議論がなされていたが、大勢は支援継続に傾き、平成9年3月19日にはクラウン・リーシング及び日本信用ファイナンスサービスに対する当面の支援方針について取締役会決議がなされた。しかるに、同年3月21日にムーディーズ・インベスターズ・サービスが日債銀の金融債の格付けを投資不適格に該当するBa1に引き下げたことから、日債銀とし

ては、海外事業からの撤退等を含む抜本的なリストラを遂行する必要に迫られ、これ以上の支援継続が不可能となったため、同月末に関連ノンバンク3社に支援断念を伝え、これによって3社は4月1日にそれぞれ破産申立をなすに至った。

なお、日債銀は、関連ノンバンク3社の破綻後に、その資産移管子会社について再建計画を策定したうえで、平成9年12月から平成10年1月にかけて、日債銀モーゲージにこれらの会社を買収させた。このとき買収されたのがTHCグループと呼ばれる会社群である。しかし、親会社である日債銀モーゲージが平成10年12月に破産したため、THCグループの会社群も平成11年1月に破産、解散した。

6 平成9年大蔵省検査

日債銀は、平成9年4月15日を基準日として、同年4月21日から同年6月24日まで銀行法に基づく大蔵省検査を受け、この結果は、平成9年9月11日付「示達」として日債銀に通知されている。

この検査の過程において、日債銀が平成9年3月に行った自己査定の結果が適正なものかどうか問題とされ、示達書及びその前提となる検査報告書において、日債銀が与信先の分類に利用している企業格付が適正なものとはいえないこと、破綻懸念先及び実質破綻先についての実体認識が総じて甘いこと、日債銀の自己査定結果は大蔵省の検査結果とは大幅に乖離していることなどが指摘された。

また、示達書に添付された検査報告書(写)の分類表には、日債銀の資産について、第Ⅲ、第Ⅳ分類の査定額が記載されているが、その内貸出金については、括弧書きで、この査定額を大幅に下回る金額が記載され、括弧書きの計数は、内数で、当行が今後とも支援を続ける方針を有しており、当行の意思に反して倒産することはないと考えられる当行の子会社グループにかかる貸出金分類額を控除したとの注記がされている。

日債銀は、この注記により、「当行の子会社グループ」とされた九段開発グループ、アサヒ都市開発グループ、前記THCグループ各社を含む日債銀モーゲージグループ、日債銀キャピタルグループ及び日本地所グループの5グループについては、「破綻懸念先」ではなく「要注意先」として扱うという日債銀の考えが理解された

ものと判断し、その後も基本的にはこの考え方を踏襲することとなった。

7 早期是正措置の導入と日債銀の対応

平成8年6月の金融機関健全性確保法公布により銀行法等が改正され、金融機関に対して、自己責任原則に基づく経営改善の適時、迅速な実施を促すことを目的とする早期是正措置制度が平成10年4月から導入されることになった。この制度は、金融機関が企業会計原則に基づき自らの責任において適正な償却引当を行い、資産内容の実体を可能な限り客観的に反映した財務諸表を作成することを前提としており、その際、金融機関が行う資産の自己査定は、適正な償却引当の準備作業として重要な役割を担うことになる。大蔵省は、早期是正措置制度の導入に向け、「早期是正措置制度導入後の金融検査における資産査定について」(平成9年3月5日付蔵検第104号通達)において金融検査における資産査定の考え方を公表し、また、日本公認会計士協会も、「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(平成9年4月15日付銀行等監査特別委員会報告第4号)において資産査定と償却引当の計上を直接関連づけた新たな基準を示した。

このような動きの中で、日債銀は、平成9年4月、自己査定基準を制定し、さらに、平成9年の大蔵省検査の結果を踏まえて、平成10年1月に自己査定基準の改正を行った。

平成10年3月期の自己査定は上記基準によって実施されているが、その際、日債銀が、資産移管子会社等に対する貸出金の償却引当を回避するために講じた点については、後述するとおりである。

8 金融監督庁検査と特別公的管理への移行

日債銀は、平成9年4月1日に海外拠点からの撤退等を内容とする経営再建策を策定するとともに、同月10日には米国の大手投資銀行であるバンカース・トラスト・カンパニーとの業務提携を発表することにより当面の危機を回避し、平成9年6月ころには資金調達についても徐々に改善の兆しが見えていた。

しかしながら、同年11月の三洋証券、北海道拓殖銀行、山一証券等の大手金融機関の経営破綻を契機とする金融不安の発生は、日債銀の資金調達にも大きな影響を与えることになった。そして、平成10年2月に、金融機関に対する公的資金投入の枠組みが創設され、日債銀を含めた大手行に公的資金による資本注入が行われたことにより、とりあえず金融システムの安定が図られたかのように見えたが、平成10年6月に日本長期信用銀行の信用不安が表面化したことにより、金融不安が再燃するに至った。

この日本長期信用銀行問題をきっかけとして、金融監督庁は同年7月から日銀と合同で大手銀行の検査を開始し、日債銀に対しても、その第1グループとして金融監督庁による資産査定に関する検査(平成10年3月末基準)が開始された。

その検査の過程において、子会社グループ等の関連会社の債務者分類、これら各社に対する貸出金の分類及び償却引当額につき、金融監督庁の検査結果と日債銀の自己査定との間に大幅な乖離のあることが判明した。

すなわち、日債銀は、子会社グループ等の関連会社については、各社ごとに策定された事業計画に基づき日債銀が支援をしているのであるから、そのほとんどは「要注意先」であるとして、貸出金について償却引当をしていなかった。

しかし、金融監督庁は、必要な償却引当を行うと日債銀は債務超過に陥ることが見込まれると判断し、平成10年12月13日、金融再生法第36条第1項に基づき、日債銀に対し、特別公的管理開始決定をするに至ったものである。

第3章 資産移管子会社を使った不良債権の処理について

1 民事上の責任について

(1) 取締役は、会社に対し、善良な管理者の注意をもって会社のため忠実にその職務を執行する義務を負い、この善管注意義務(商254Ⅲ、民644)、忠実義務(商254ノ3)に違反して会社に損害を与えた場合は、会社が被った損害を賠償しなければならない(商266)。

一方、取締役には、経済情勢に即応し、流動的で多様な各般の事情を総合した合目的的、政策的な判断が求められるうえに、会社経営には多

少の冒険とそれにともなう危険はつきものであるから、取締役が業務の執行にあたって企業人として合理的な選択の範囲内で誠実に行動した場合は、その行動が結果として不首尾に終わったため会社に損害を生ぜしめたとしても、そのことの故に取締役の損害賠償責任が問われるべきではない。したがって、取締役が善管注意義務、忠実義務に違反したとされるかどうかは、当該取締役が職務の執行にあたってした判断につき、その基礎となる事実の認定または意思決定の過程に通常の企業人として看過しがたい過誤、欠落があるため、それが取締役に付与された裁量権の範囲を逸脱したものとされるかどうかによって決定されるべきである（名古屋地判 平9・1・20判時 1600・144 中京銀行事件判決）。

しかして、財務状況に問題のある系列企業に対し金融支援を行うことの可否については、取締役の損害賠償責任を肯定した裁判例（東地判平7・10・26判時 1549・125 東京都観光汽船事件一審判決、東高判平8・12・11資料版商事法務 161・161 同控訴審判決）と否定した裁判例（福岡高判昭55・10・8高裁民集33・4・341福岡魚市場事件判決、名古屋高決平7・3・8判時1531・134東海銀行事件決定、前掲中京銀行事件判決）とがあり、各裁判例の事案が異なることはもちろん、その判断基準も必ずしも統一されているとは言い難い。したがって、系列企業に対する金融支援が経営判断として合理的な選択の範囲内にあるかどうかは、個々の事案に即して具体的に判断されなければならない。以下では、これら裁判例の趣旨を踏まえつつ、本件における取締役の責任について当委員会の見解を述べるものである。

- (2) 金融機関が貸付取引を行うにあたり考慮すべき事項としては、回収の確実性、貸出先の収益性・成長性、貸出の公共性などが挙げられるが、日債銀が貸出を行なった資産移管子会社の多くは、いずれも日債銀ないし関連ノンバンク等の系列企業が保有する不良債権・不良資産の付け替え、移し替えのために設立・運営されたペーパーカンパニーであり、もともと日債銀ないし系列企業の支援なしでは存続を図ることが困難であって、かつ、その貸出にあたり、回収の確実性を考慮した十分な物的・人的担保が徴求されていたとは言い難いのであるから、これら一連の貸出は、銀行が行う融資としては極めて異例のものであったと言わざるを得ない。